

令和7年度ジュゴン保護対策事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度ジュゴン保護対策事業

2 業務目的

ジュゴンは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて、絶滅の危機に瀕している種（絶滅危惧 IA 類）とされていながら、実態が不明な点が多く、沖縄県では平成28年度からジュゴンの保護に関する調査等を行ってきた。

本業務では、過年度の事業結果を踏まえ、ジュゴンの生息状況調査を実施し、ジュゴンの生体を明らかにすることや、普及啓発活動により、将来的な保護対策に繋げることを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和8年3月19日まで

4 業務実施区域

沖縄県域

5 業務内容

(1) 生息状況調査

ア 情報の収集及び整理

沖縄県域におけるジュゴンの生息状況に関すること、ジュゴンの生態に関することについて情報収集と整理を行うこと。

イ 現地調査

ジュゴンの生息状況及び餌場としての利用状況並びに海域の状況等について調査すること。調査海域数は4海域とし、うち3海域については、過年度調査で抽出した主要海域(資料1)である大浦湾周辺(名護市久志沖を含む。)及び古宇利・屋我地海域に加え、久米島周辺海域とする。1海域については自由提案とするが、予算の範囲内で調査海域を増やすことは妨げない。

ウ 水中自動撮影

久米島周辺海域及び「5(1)イ」の調査を踏まえ、ジュゴンの生息の可能性が高い1海域について、2季1ヶ月間以上のジュゴン個体の撮影を目的とした水中自動撮影を実施する。機材は各海域毎で最低2台以上とする。

エ 糞のDNA分析

①大型海産草食動物の糞の提供を呼びかけ、提供があった場合、②現地調査で大型海産草食動物の糞が採取された場合には、糞試料のDNA分析を行うこと。

オ 普及啓発資材の更新

ジュゴンのはなしー沖縄のジュゴンー(第2版)(沖縄県文化環境部自然保護課)の内容について、最新知見に更新し、100部作成すること。

(2) その他提案事項(企画提案)

ジュゴン個体の確認手法や、「ジュゴンポータルサイトおきなわ」について情報発信ツールとしての活用を目的としたコンテンツの充実について、予算の範囲内で実施可能な提案をすること。

(3) その他

ア 関係者との調整

業務実施前に業務内容等について、漁業協同組合等の関係者へ十分周知すること。
また、調査や資料の活用などで必要な許可などがあれば適切に対応すること。

イ 業務進捗状況等の打ち合わせ

業務実施に際しては進捗状況等を、県担当者と定期的に(3カ月に1回程度)打ち合わせること。また、ジュゴン個体が発見された場合や、大型海産草食動物の糞からジュゴンのDNAが確認された際等には、県HP等で公表する必要があるため、調査結果を整理し、公表可能な形式で速やかに県へ提出すること。

エ 品質の保持

配置予定管理技術者は、技術士(環境部門)の資格を有し、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を行っている者とする。

6 再委託の制限等

(1) 再委託の制限

本業務のうち委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など、委託成果に密接にかかわる統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託できない。

(2) 再委託の承認

上記業務の一部を再委託しようとするときは、書面による県の承認を受けるものとする。ただし、以下の簡易かつ容易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

また、以下の契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- エ 契約金額の 50%を超える業務
- オ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

7 成果品

(1) 成果報告書の作成等

本業務終了時に、A 4 版報告書(4 部)、ジュゴンの話(100 部)及び電子媒体(1 部)を提出すること。

(2) 著作権等の扱い

- ア 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下、「著作権等」という。)は、沖縄県が保有するものとする。
- イ 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ウ 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約書等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 提案総額の上限額及び経費区分

提案にあたっては、10,234 千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。受託に係る経費は概ね次の区分を想定している。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費
- ウ 再委託費
- エ 一般管理費(注)
- オ 消費税
- ※ その他必要と思われる経費があれば入れ込むこと。

(注) 一般管理費は、直接人件費と直接経費の経費合計の 10%を上限とするが、実施機関の規定等、その率が 10%を超える場合には、県と協議のうえ、妥当性を判断して決定する。特段の規定がない場合は、①と②の経費合計の 10%以内とする。

9 その他留意事項

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

- (2) 事業の進捗等を考慮して、委託期間中に必要な見直しを行うことがある。
- (3) 複数の事業者で本事業に応募する際には、実施体制を明確にし、事業者間の協定書において規定する代表者が中心となり綿密な連携の下に業務の遂行にあたること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項及び記載内容の詳細は、沖縄県と協議のうえ、決定する。
- (5) 事業の実施にあたっては、沖縄県との調整を十分に行うこと。
- (6) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び課題請求等による不正受給、または報告書等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部もしくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告発等の厳しい措置をとることとする。
- (7) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。